令和８年度 第２回 新潟市障がい者施策審議会 会議録

【日　時】

令和８年９月 28 日（月曜）午後１時 30 分から午後４時 10 分

【場　所】

新潟市産業振興センター　大会議室（新潟市中央区鐘木１８５－１０）

【出席者】

＜委　員＞

藤林委員、石川委員、長谷川委員、田部委員、髙井委員、高橋委員、石井委員、星委員、久根内委員、吉井委員、熊谷委員、馬場委員、有川委員、小池委員、浅妻委員
計 15 名

＜事務局＞

福祉部長、障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課職員
（関係課）
こども政策課、こども家庭課、児童発達支援センター、こころの健康センター、
各区健康福祉課、特別支援教育課

【傍聴者】

２名

【目　次】

１．開会・・・・・・・・ｐ．２
２．福祉部長挨拶・・・・ｐ．３
３．議事・・・・・・・・ｐ．９
４．報告事項・・・・・・ｐ．２７
５．その他・・・・・・・ｐ．３０
６．閉会・・・・・・・・ｐ．３１

１．開会

（司会：障がい福祉課　長澤課長補佐）

定刻の少し前ですが、皆さまお揃いですので、ただいまから令和８年度第２回新潟市障がい者施策審議会を開会いたします。

本日は、お忙しい中、審議会にご出席いただき、ありがとうございます。私は本日の進行を務めます、障がい福祉課　課長補佐の長澤と申します。よろしくお願いいたします。以降、着座にてお話しさせていただきます。

当会議の内容につきましては、議事録を作成し、後日ホームページなどで公開することとなっておりますので、よろしくお願いいたします。また、議事録作成のため、録音をご了承いただきますとともに、ご発言の際には職員がマイクをお持ちいたしますので、お手数ですが挙手をお願いいたします。

会議に入ります前に、本日の会議の配付資料の確認をお願いいたします。はじめに事前にお送りしたものとして

・本日の次第

【資料１－１】第４次新潟市障がい者計画の進捗状況

【資料１－２】第４次新潟市障がい者計画　評価と課題

【資料２】第５次新潟市障がい者計画の骨子

【資料３－１】第８期新潟市障がい福祉計画及び第４期新潟市障がい児福祉計画の構成案

【資料３－２】第８期新潟市障がい福祉計画及び第４期新潟市障がい児福祉計画成果目標

【資料３－３】第８期新潟市障がい福祉計画及び第４期新潟市障がい児福祉計画のサービス見込み量

【資料４】新潟市における障がい福祉の現状

【資料５－１】障がいがある人全般を対象としたアンケートの概要及び結果

【資料５－２】障がい児を対象としたアンケートの概要及び結果

【参考資料１】新潟市における障がいのある人の状況

次に、本日机上配付いたしました資料として

・出席者名簿

・座席表

以上、13 点となりますが、お手元にお揃いでしょうか。

２．福祉部長挨拶

（司会：障がい福祉課　長澤課長補佐）

それでは、開会にあたりまして、福祉部長の上所よりご挨拶申し上げます。

（上所福祉部長）

皆さま、こんにちは。福祉部長の上所と申します。本日は大変お忙しい中、そしてお足元の悪い中、第２回新潟市障がい者施策審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、皆さまにおかれましては、日ごろより障がい福祉施策にさまざまな形でご支援、ご協力をいただいておりますことを、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

さて、本日の審議会では、第４次新潟市障がい者計画の振り返りを行うとともに、令和９年度から始まります第５次障がい者計画、第８期障がい福祉計画、そして第４期障がい児福祉計画についてご審議をいただき、次期計画の具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

また、新潟市における障がい福祉の現状と、障がい福祉施策に関するアンケート調査の結果の概要についてもご報告をさせていただきます。現行計画の成果や課題を十分に検証するとともに、障がいのある方、そしてそのご家族の方々のニーズを的確に把握し、次期計画に反映していくことが重要であると考えております。

本日は委員の皆さまから、それぞれの専門的なお立場を踏まえ、忌憚のないご意見をいただきたいと考えております。いただきましたご意見を、今後の計画の策定と施策の充実につなげ、本市の障がい福祉を一層前進させられるよう取り組んでまいります。引き続きご理解、そしてお力添えを賜りますよう、よろしくお願いいたします。

（司会：障がい福祉課　長澤課長補佐）

それでは、次に、委員の本日の出席状況ですが、今回の会議より新たな委員として、新潟市障がい者地域自立支援協議会から浅妻委員にご出席いただいているほか、本日オンラインでのご出席の石井委員を含め、全ての委員がご出席しております。過半数の出席がありますので、この審議会が成立していることをご報告いたします。

続きまして、新たな任期の委員にご就任後、前回ご欠席だった委員、それから今回ご出席の浅妻委員より、簡単に自己紹介をいただきたいと思います。それでは藤林委員、馬場委員、浅妻委員、髙井委員の順に自己紹介をお願いいたします。

（藤林委員）

ごめんください。新潟県よつば学園という県立の特別支援学校に勤務しております。

また、日常的には視覚障害者福祉協会というところでの仕事をしながら、今に至っております。藤林と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

（馬場委員）

皆さま、こんにちは。私は新潟市歯科医師会から参りました馬場と申します。日ごろ、西区で開業しておりまして、こどもが専門ではあるのですが、小児歯科というところは障がい児の方もいらっしゃいますので、外来では障がいを持っている方を診療したりも

しております。よろしくお願いします。

（浅妻委員）
皆さま、こんにちは。出席者名簿の一番下、新潟市障がい者地域自立支援協議会からということで、浅妻と申します。普段は西区にあります西新潟中央病院で、主に重症心身障がいの方々に関わらせていただいております。本日からどうぞよろしくお願いいたします。

（髙井委員）
お世話になります。NPO 法人にいがた温もりの会の髙井と申します。精神障がい者当事者会から参りました。私自身は、普段、地域活動支援センター、通所施設の支援者でありまして、相談もしているようなところです。本当に勉強不足なところがたくさんありまして、現場で日々感じていることを素直にお話しすることくらいしかできないものですから、皆さまとともに学ばせていただきながら、参加させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

（司会：障がい福祉課　長澤課長補佐）
委員の皆さま、ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

３．議事（１）第４次新潟市障がい者計画の振り返りについて

（司会：障がい福祉課　長澤課長補佐）

続きまして、これより議事に移らせていただきます。議事の進行につきましては、有川会長、お願いいたします。

（有川会長）

はい。皆さま、こんにちは。外の天候もまた荒れてきましたけれども、今日はお集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、次第に従って議事を進めたいと思います。本日の会場の使用時間も踏まえて、最終的には午後４時までに会議を終えたいと考えておりますので、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

それでは、議事の（１）第４次新潟市障がい者計画の振り返りについて、事前に資料をご覧になっているかと思いますけれども、事務局から簡単にご説明をお願いいたします。

（事務局：障がい福祉課　榎本課長）

はい。皆さま、お疲れさまです。障がい福祉課長の榎本です。議事の（１）に入る前に、今回初めて今年度の会議に出られる方もいらっしゃるので、前回のおさらいではないのですが、この施策審議会というものが、今からご審議いただく障がい者計画ですとか、障がい児福祉計画ですとか、計画が進行している年はその進捗状況をこちらで報告させていただきながらご意見をいただいて、より良い今後に努めていくという場になっているのですが、今年度は、次年度の令和９年度がちょうど計画の切り替わりの年でございまして、一つが「障がい者計画」というのですが、６年間の計画のちょうど今が６年目なので、９年度から新しく６年間の計画をつくる必要があるというのが障がい者計画です。

６年間のこの計画は、どちらかというと理念とか大きな方向性とかいう部分を主にうたう計画なのですけれども、そこに３年刻みで、18 歳以上の「者」と 18 歳未満「児」の計画がありまして、そちらはサービス量ですとか、実際に具体的な数値目標を掲げながら進めていくというような計画でして、ちょうど今年はその６年に一回の計画と、前半３年間の計画の両方を策定しなければならないという年でございまして、皆さまには回数も普段の年よりは多くご出席いただきながら、ただせっかくというか、こういう計画を作る際ですので、皆さまのお立場からもご意見をいただききながら、より障がい者支援に沿った計画にできればと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議事１は「第４次新潟市障がい者計画の振り返り」とありますとおり、６年間の現行の計画の、ちょうど今６年目の８月時点で、今どういう状況かというのを、これからかいつまんでお話をさせていただきます。実際どういうことを進めてきたかということを知っていただくとともに、次の計画に、今こういう状況だから、こういう部分をこうしたほうがいいとかというご意見にもつながればと思いまして、説明をさせていただきます。ただちょっと時間が限られる中で、皆さまも見れる範囲で見ていただいているところもあるので、本当にすいません、かいつまんでという形になりますが、よろしくお願いします。

それでは、最初に資料の１－１、Ａ４の１枚紙をご覧ください。今お話ししたとお

り、６年間の計画の、今年は６年目の８月時点の状況においてということで、振り返りをしているところでございます。項目としては、この１枚紙の裏面に、項目４段階評価とか書いてあるのが、全部で 28 項目がございますので、それについて評価を分かりやすく、自分たちの自己評価なのですけれども、想定よりも頑張ったというのはＡで、想定どおり進んでますというのがＢで、ちょっとそこまでいかなかったというのがＣで、全く手をつけなかったというのがＤということで、４段階で自己評価をしているところでございまして、その中ほどにありますとおり、評価結果としてはほぼ 28 のうち 27 は想定どおり、６年目のこの段階で進んでいますというふうに自己評価しております。１項目だけ、実施したが一部未達成というふうな評価をしているところでございます。

なので、今触れるのは、ちょうどその下にも書いてあるのですが、何がＣだったのかというところなのですけれども、項目としては「障がいを理由とした差別の解消及び権利擁護の推進」という項目になります。なぜその評価したかというところでございますが、こちらにつきましては、障がい者の虐待防止センターということで、施設従事者の虐待があったときの対応は本庁の障がい福祉課で、各区の健康福祉課の障がい福祉係は家庭というのがメインで、家族間での障がい者虐待となったときには、そちらがまず対応の窓口ということで動いているところでございます。その中で、本庁の障がい福祉課のほうだったのですけれども、ちょうど計画期間の中だったんですが、市直営の障がい福祉施設において、施設従事職員からの虐待通報があったのですけれども、速やかに動けなくて、実際これは令和７年度に公表させていただきましたが、対応が遅くなったということもあったものですから、評価としてはＣとさせていただいたところでございます。

先ほど触れましたとおり、全体項目というのは今の一枚紙の裏面に書いてあるところでありますが、資料１はここまでにしまして、具体的にどういう取り組みに対してどう評価したかという話を、資料１－２でかいつまんでさせていただきたいと思います。

資料１－２の１ページです。上に（１）ということで、「相談支援体制の充実」という項目になっています。こちらの方向性としては、①として、障がいのある人が身近なところで、いつでも相談や情報提供が受けられる体制の整備を進めていくとなっています。右に移りますと、それの今までの部分の評価、成果と、今後の課題というところでございますが、そこの部分の右側の取り組みとしてということですが、点字の資料では３ページ目の下段になります。内容についてですけれども、市内の４カ所に設置されています基幹相談支援センターにおいて、障がい者や家族からの相談に応じたほか、右側の丸の４つ目ですが、点字資料でいうと４ページ中段になります。児童相談所では、増加する多用な相談に対して、職員体制の強化に取り組んだというところでございます。

次、ちょっと飛びまして３ページ。点字資料では 16 ページの中段になります。（２）在宅サービスの充実という項目でございます。ここでも、①必要な人が必要なサービスを受けられるための取り組みということで、右側の欄にありますが、丸の２つ目、点字資料では 17 ページの中段になりますが、日常生活用具の給付ということで、利用者からの要望を受けまして、対象品目の追加をこの期間中にも行っているところです。

さらに、飛びまして８ページをご覧ください。点字資料では 52 ページの上段になります。大きな項目変わりまして、「２．保健・医療・福祉の充実」という内容でございます。（１）として、障がいの予防と早期の気づき、早期の支援。ちなみに、今項目が「障

がいの予防」となっていますが、これは昨年度中までの、こちらの審議会で、誤解を受ける表記だというところで、今回新しく作るところでは表現の仕方を変えております。現行の計画ではこういう表記のままになっています。

①として、さらに早期の気づきや支援につなげるため、乳幼児健康診査や身近な地域での療育事業・発達相談の充実に努めるということにつきまして、右側の丸の２つ目になりますが、点字資料では 53 ページの中段になります。乳幼児健診の健康診査を実施しまして、発達の特性、遅れが見られる児童の早期の発見や保護者への相談助言を行ったほか、現在中央区でモデル的にやっておりますが、５歳児健康審査も実施することで、切れ目のない支援体制の充実に努めているというところでございます。

続いて、飛びまして 10 ページでございます。点字資料では 70 ページの上段をご覧ください。大きな項目変わりまして、「３．療育・教育の充実」という項目でございます。（１）就学前療育の充実というところでは、①に記載のとおり、障がいのあるこどもが、身近な場所においてより良い専門的療育を受けられるよう、地域での体制を整備するための取組として、右側の丸の一番上、基幹相談支援センターに障がい児支援コーディネーターを配置しまして、相談体制の充実を図っているところでございます。

同じく右の欄の４番目の丸、点字資料では 72 ページ上段になりますが、児童発達支援センター「こころん」でございますが、そちらにおきまして、相談支援、早期療育、地域支援などに取り組むとともに、もう１つの下の丸は発達障がい支援センター、こちら「JOIN」といいますけれども、そちらにおきましても相談支援や普及啓発に取り組むとともに、関係機関との連携支援力の向上を図ってきたところでございます。

続いて、11 ページになります。点字資料では 76 ページの中段でございます。（２）として、学校教育の充実という項目です。①にありますとおり、個々の児童・生徒のニーズに応じた特別支援教育の推進につきまして、特別支援学校、特別支援学級及び通級指導教室に対するニーズの増加に対しまして、受け入れ体制の整備を進めるとともに、個々の児童・生徒に応じた合理的配慮の提供に努めたところでございます。

続いて、次のページ、12 ページになります。点字資料では 89 ページになります。こちらからまた大きな項目が変わりまして「４．雇用促進と就労支援」という項目です。（１）雇用促進と一般就労の支援につきましては、①にありますとおり、障がい者就業支援センター、こちら「こあサポート」といいますが、こちらを中心としまして、一人一人の障がい特性に応じた、相談から定着までの伴走型支援による障がい者雇用拡大の取組ということで、右のほうの一番上の丸、点字資料では 90 ページになりますが、こちらの「こあサポート」におきまして、就職を希望する障がい者の相談から就職後の定着支援まで、一貫した伴走型支援を関係機関と連携して実施しました。

その下の２つ目の丸では、企業に対しても、障がい者を雇用するための準備支援や雇用後の定着支援などを行ったほか、その下の３つ目の丸、関係機関で構成されます、県障がい者雇用促進プロジェクトチームにおいて、セミナーの開催など、事業主に対して障がい者雇用についての啓発も行ってきたところでございます。

続いて、また飛びまして 14 ページになります。点字資料では 104 ページの中段になります。大きな項目が変わりまして「５．生活環境の整備」というところですが、中ほどの（２）安心・安全なまちづくりの推進という項目におきましては、①の道路や建物、交通

機関等のハード面のバリアだけでなく、市民の心のバリアを取り除くための取組ということで、右側に丸があります２つ目、面的・一体的なバリアフリー化の方針を示す「移動等円滑化促進方針」とともに、それを踏まえたアクションプランとなります「移動等円滑化基本構想」というのを策定しまして、今後も鉄道駅や道路についてのバリアフリー化を進めてまいります。

続いて、また飛びまして 16 ページ、点字資料では 114 ページになります。こちらも大きな項目が変わりまして、「６．障がいを理由とした差別の解消及び権利擁護推進」という項目です。（１）障がいを理由とした差別の解消の推進におきましては、障がい者差別の未然防止策のほか、事後対応策としての相談・紛争解決に取り組むことについて、右側の丸にありますとおり、取組として、こちら点字資料では 115 ページの上段になりますが、差別相談を受け付け、解決に向けた話し合いを行うとともに、その下の丸、「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の認知度を高めるため、様々な場面や手法により周知啓発を図ってまいりました。

同じページのその下、（２）権利擁護の推進です。点字資料では、116 ページの上段になります。①障がいのある人の権利擁護のため、障がい者虐待について通報を受理し、虐待を受けた方の保護や必要な指導や助言を行うということでございますが、先ほど冒頭でお伝えしましたとおり、一部の通報について迅速な対応ができなかったという事案がありましたが、虐待通報件数が増加傾向にある中において、引き続き確実な対応に努めてまいります。

今ほど言いました事案は公表もしたものですから、それを機に事業者の方は意識をより持っていただいて、それ以降、非常に通報の件数が増えています。これは決して悪いことではなくて、そういう意識をそれぞれ職員同士でも見る中で気づいて、「これは」と通報されて、我々で確認して大丈夫であればそれでいいわけですけれども、そうでない時の対応もあって、これは何のためにやっているかというと、今後起きないようにするためというところですから、先ほど言った、市の施設で起きたことを機に、非常に意識が高まっているというところは、悪い話ではないのかなというふうには認識しているところでございます。

飛びまして、最後に 19 ページになります。点字資料では 131 ページの上段をご覧ください。項目が変わりまして、「７．行政等における配慮の充実」という項目です。（１）選挙時における配慮等という項目ですが、３つ目の③、点字資料では 133 ページの下段です。投票所において障がいのある人の利用に配慮した投票環境の向上を図るということにつきましては、投票所においてコミュニケーションボードや記入ガイド等の支援ツールを投入するなど、取り組んできたところでございます。

また、その下の（２）行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等という項目でございますが、②市職員に対して障がいのある人への理解を促進するために必要な研修という項目がありますが、点字資料では 136 ページの中段になりますけれども、右側の丸、新任職員や新任課長など、様々な段階の職員研修において、障がいのある人への配慮の内容を盛り込んで実施してきたところでございます。

かいつまんでございますが、第４次、現在の障がい者計画の振り返りは以上になりますので、今回の状況を踏まえつつ、次期障がい者計画につきましても、反映して作成し

ていきたいと思っております。以上になります。

（有川会長）
はい、ありがとうございました。第４次障がい者計画の進捗でしたけれども、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。
いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは、議事（１）につきましてはこれで終了いたします。

３．議事（２）第５次新潟市障がい者計画について

（有川会長）

次ですけれども、議事の（２）第５次障がい者計画についてに移ります。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局：障がい福祉課　榎本課長）

それでは、議事の（２）の第５次新潟市障がい者計画ということで、これから、令和９年度から６年間の全体理念とか方向性を示す計画についてでございます。資料のほうは、資料２になります。右側に資料２と書いてある１ページをご覧いただきますと、これが全体の計画の骨子案ということになっています。基本的な考え方としましては、現行の第４次計画を基本的に引き継ぎながら、これまでの取組や社会情勢、障がい福祉制度の変化などを踏まえまして、基本理念や基本目標、各論の内容について整理・修正を行っているものでございます。これからめくっていただきますといろいろ出てきますが、下線が引かれているところが、今の第４次の計画との比較で、主な修正、変更を行っている部分ということでございます。今日は時間限られた中でございますので、資料全部を読み上げるわけではなくて、第１部の総論についてまず説明したあと、第２部の各論について、主な変更点を中心に説明したいと思っています。

それでは、早速１ページの総論というところでございます。総論というのは、今回計画を策定するに当たっての基本的な考え方や、計画全体の枠組みを整理しているところでございます。具体的にはこの１番からありますとおり、計画策定の趣旨、位置づけ、ＳＤＧｓ、基本理念・基本目標、計画の期間、「障がいのある人とは」という定義、計画の構成、障がい福祉の現状、障がいのある人のニーズみたいなところが総論の項目になっています。

右側に書いてあるのですが、そのうちの１から３につきましては、今日この場ではなく、また次回以降のところで説明をさせていただいて、またご意見をいただければと思っておりますので、今日は４から７について、本日の議事の中で話をさせていただき、障がい福祉の現状とニーズ、こちらはアンケート調査が中心になるのですが、そちらについてはその後の報告事項で説明をさせていただくことにしています。

それでは、中身のほうに入っていきますが、１枚めくっていただきまして２ページ、点字資料では４ページをご覧ください。基本理念及び基本目標についてでございます。基本理念、資料に書いてありますとおり、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら、安心して暮らすことのできる共生社会を目指す」とあります。前回の第１回の施策審議会でもお話をさせていただきましたが、こちらにつきましては同じ理念のまま、次の６年間についても進めさせていただくということで、これを次期の計画でも基本理念とさせていただくように考えています。その上で、次回からの第５次の計画では、社会情勢や障がい福祉制度の変化、デジタル化の進展などを踏まえまして、障がいのある人に対する理解を深めること、権利を尊重すること、社会的障壁を取り除くことが重要であるというふうに整理をしているところでございます。また、本人の自主性や意思を尊重し、自らの決定・選択に基づいて、必要な支援や合理的配慮を受けながら、社会のあらゆる分野に参加・参画できる環境を整えるというこ

ととしています。このような考え方をもとに、３つの基本目標という形で整理をしているところでございます。

次のページの３ページからが３つの基本目標でございますが、点字資料は６ページの中段からとなります。１つ目は、「共生社会の実現に向けた障がい理解の促進」という項目です。差別の解消や権利擁護を進めるとともに、障がいのある人への理解を深め、互いの人格と個性を尊重し合う意識の醸成を図ります。また、市の事務・事業における合理的配慮や生活環境の整備など、社会的障壁の除去も進めるという内容になっています。

その下、２つ目の基本目標「地域生活の支援体制の充実」です。障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自分らしく生活できるよう、必要な障がい福祉サービスを適切に利用できる体制や、身近な地域で相談できる相談支援体制を充実させます。併せて、人材確保・育成、サービス基盤の整備、保健、医療、福祉など、関係機関の連携を進めます。

もう１つの基本目標、３つ目ですが、その下、「ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実」でございます。乳幼児期から学齢期、成人期、高齢期まで、それぞれの段階に応じた支援を充実させるとともに、関係機関が連携して、ライフステージの変化によって支援が途切れることのないよう取り組むという内容になっています。

先ほども触れましたが、５歳児健診が今モデル的に始まって、これから拡充していくという流れの中で、こどもの早期の気づきや療育、学校教育、放課後等の活動、学校卒業後の進路や就労につながる支援などを充実させます。生まれて、それぞれ幼稚園・保育園から小学校、中学校とステージが変わることになります。それぞれのところで必要な支援をするのですが、特にそういうつなぎ目、人が支援にかかわる中で、こういうふうに支援してきたとかいうものが次のステージでまた一からではなくて、こういう学校ではこういうふうにやってきたよということをしっかりつなぎ目のところでつなぎながら、一人の人間がこどもから成長して、可能であれば就職、就労しながらできる限り自立した生活をしていくという中で、支援機関が変わるのは、それはやむを得ないというか当然なのですが、そこのつなぎ目をしっかりしながら、一人の人間がしっかり同じ視点というか思いで支援をしていくということが大事なのかなというふうに考えているところでございます。

このように、第５次の計画では、現行の第４次計画における各論の体系を一部見直しました。順番を入れ替えたというのは、前回の施策審議会でもお話しさせていただきましたが、３つの基本目標との対応関係をより分かりやすくするように整理をしているところでございます。

基本目標は以上になりまして、次のページ、４ページ、点字資料では 10 ページになります。「計画の期間」です。期間は先ほど言いましたように６年間ということなので、９年度から 14 年度までの６年間というようになります。ただし、法律の改正等があった場合には、それに応じた見直しをすることがあります。

続いて、「６．障がいのある人」、いわゆる定義的な部分でございます。障害者基本法等の定義を踏まえまして、障がい者手帳を持っている人だけに限定するのではなく、障がいや社会的障壁により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けている人を、広く障がいのある人と捉えることとしているところでございます。

次の５ページからですが、点字資料では 12 ページの上段になります。「７．計画の構成」となっています。前回、順番を変えたり、文言、表現の仕方を変えたという話をさせ

ていただいたものを反映した構成案になっています。

続いて、その計画の中で、各論というところになるのが、次の資料の６ページからになります。点字資料では 18 ページになります。こちらの各論では、基本目標との対応関係を整理しまして、７つの項目に再編しています。７つの項目というのは、ページを戻ってもらって５ページを見ていただきますと、基本目標３つにそれぞれぶら下がっているのですけれども、「共生社会の実現に向けた障がい理解の促進」という基本目標に対しては、１が権利擁護と社会参加の推進、２が行政等における配慮の充実、３が生活環境の整備という項目になっています。

２つ目の基本目標である、「地域生活の支援体制の充実」というところでは、４の地域生活の支援、そして５の保健・医療・福祉の充実がぶら下がるような形になっています。

最後の基本目標、「ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実」については、６の療育・教育の充実と、７の雇用促進と就労支援という形になりまして、この７つの項目ということでございます。

先ほども触れましたが、次期の第５次計画では、基本目標の見直しに合わせまして、各論についても、現在の計画から項目の順序を入れ替えたり、表現を修正したりして、整理をしているところでございます。

それでは、その各論のそれぞれの内容について、修正点を中心に説明をしたいと思います。まず、はじめに６ページです。「１．権利擁護と社会参加の推進」という項目になります。ここでは、差別の解消、権利擁護、障がいと障がいのある人に対する理解の普及、福祉教育、ボランティア活動について整理をしています。差別の解消につきましては、先ほどもありました、「障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」、いわゆる共生条例に基づく取組を改めて明記しまして、周知啓発や研修、交流機会の提供、相談・紛争解決などを引き続き進めてまいります。権利擁護につきましては、相談支援や虐待への対応に加えまして、本人の意思を尊重した意思決定の支援についても記載をしているところでございます。

続いて、次の７ページ、点字資料では 22 ページの上段になります。（３）障がいと障がいのある人に対する理解の普及につきましては、障がいの種別や程度、年齢などが多様化していることを踏まえまして、理解をさらに深めていく必要があるということを整理しているところです。令和８年２月に実施した認知度調査におきましては、共生条例の認知度が全体では 41.3％ということでございました。さらに、10 代以下では 27.9％と平均よりも低いことになっておりますから、引き続き若い世代を含めた周知啓発に取り組んでまいります。前回もお話ししましたが、小さいうちからこどもたちには、そういう方が普通に地域にいながら一緒に生活しているということを知ってもらいたいということもあるので、ゲストティーチャーということで、小中学校の依頼に基づいて、ゲストティーチャーとなる障がい当事者への謝礼補助をさせていただきまして、そういう認識を広めていくという取組を、これからも拡充していければというふうに思っています。そういう福祉教育だけでなく、ボランティア活動につきましても、これまでの取組を継続しながら、障がいのある人との交流や活動の場を充実させていきたいと思っております。

続きまして、飛びまして 10 ページでございます。点字資料では 30 ページの中段になります。項目変わりまして、「２．行政等における配慮の充実」という項目です。選挙に

つきましては、点字や音声による情報提供、コミュニケーションボードや記入ガイドなどの活用、点字投票・代理投票の際の適切な支援について記載をしているところでございます。

また、次のページ、11ページ。点字資料では33ページになりますが、（２）行政機関等につきましては、合理的配慮の提供や職員研修による障がい理解の促進に加えまして、市役所・各区役所に配置しています障がい者職業生活相談員を活用しまして、必要な配慮についての理解を促進してまいります。

続いて12ページから14ページ、点字資料では35ページから42ページの範囲になりますが、新しくこちらも項目が変わりまして、「３．生活環境の整備」についてです。住宅環境、安心・安全なまちづくり、緊急時支援の体制、犯罪・消費者トラブルの防止について整理している項目であります。大きな項目の変更はないのですが、バリアフリー化につきましては、先ほども触れましたが、道路や建物などのハード面だけではなくて、市民や民間企業の意識など、ソフト面の障壁も取り除いていくということを整理しているところでございます。また、緊急時の通報体制や犯罪・消費者トラブルの未然防止につきましても、引き続き取組を進めてまいります。

続いて、飛びまして15ページ。点字資料では43ページの上段になります。項目が変わりまして「４．地域生活の支援」でございます。ここでは、相談支援、在宅サービス、経済的な支援、サービス基盤、人づくり、スポーツ・文化活動、情報提供・意思疎通支援、災害時支援の８つの項目で構成しているところでございます。はじめに15ページの（１）は、相談支援体制の充実という項目です。本市では、各区の相談支援事業者や区役所に加え、市内４か所の障がい者基幹相談支援センターを中心に、相談支援体制をとっています。次期の第５次計画におきましても、これらの体制を充実させるとともに、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、強度行動障がい、医療的ケア児者など、専門的な支援が必要な方への対応や、引きこもり、ＤＶ、災害時の相談などについても整理をしているところでございます。特に医療的ケア児者への支援につきましては、相談支援体制の充実のところでも、主な位置づけとして、保健、医療、教育、福祉などの関係機関が連携して、切れ目なく支援できる体制の充実というふうにうたって進めてまいります。一方、医療的ケア児者への支援は、相談支援だけではなくて、後で説明しますが、地域生活を支える人づくりという項目においても、家族の心身の負担軽減についても記載しておりますので、後ほど触れたいと思います。医療的ケア児者につきましては、複数の項目に跨るような、横断的な視点で整理をしているというところでございます。

続いて、18ページ、点字資料では56ページご覧ください。（４）として、サービス基盤の充実とあります。日中活動系の事業所ですとか、グループホームなどの整備充実を図るとともに、重症心身障がい者、強度行動障がい、医療的ケア児者などが利用できる事業所の整備を引き続き進めてまいります。また、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築についても、記載をしているところでございます。

続いてその次のページ、19ページですが、点字資料は59ページの下段になります。（５）として、地域生活を支える人づくりという項目です。当事者同士、家族同士がつながり、支え合う場の充実を図ります。また、医療的ケア児者につきましては、先ほど触れましたが、家族が休息や就労などの機会を確保することが難しいなど、様々な負担を感じ

ていることを課題として明記しまして、家族の心身の負担軽減につながる支援策を検討してまいります。

続きまして、次の 20 ページ、点字資料では 63 ページになります。（６）として、スポーツ・文化活動の振興及び余暇活動の支援という項目です。スポーツ、文化芸術活動、余暇活動等への参加の機会を充実させるとともに、障がいにかかわらず、ともに学び続けることができる機会についても記載しているものです。また、読書を含む文化・余暇活動や、生涯にわたる学習活動についても取組を充実させてまいります。

続いて、その次の 21 ページ、点字資料は 67 ページの中段になります。（７）として、情報提供・意思疎通支援の充実という項目です。障がいのある人が必要な情報を得ることができ、自分の意思や考えを相手に伝えられるよう、様々な手段による情報提供や意思疎通の支援について整理しています。特に、先ほど触れましたが、新潟市読書バリアフリー推進計画に基づく読書環境の整備、アクセシブルな書籍、電子書籍の充実、人材の確保・育成などを進めてまいります。

一方で、読書は学校教育や文化活動、生涯学習などとも関係することから、学校教育の充実や、スポーツ・文化活動の振興及び余暇活動の支援にも関連するような取組として、記載をしているところであります。同じく読書バリアフリーについても、関連する分野とのつながりを意識して位置づけをしているところであります。併せて、ＩＣＴやデジタル技術を活用した情報提供や、市のホームページなどを利用しやすくする取組についても進めてまいります。

続いて、飛びまして 23 ページをご覧ください。点字資料では 72 ページの中段になります。（８）として、災害時支援体制の整備という項目です。大規模な自然災害や感染症の発生などを踏まえ、災害時に必要なサービスや支援を確保するとともに、避難行動要支援者名簿、個別避難支援計画、障がい特性に応じた情報提供、福祉避難所などについても整理をしているところでございます。

続いて、次の 24 ページです。点字資料では 76 ページの上段になります。大きい項目「５．保健・医療・福祉の充実」という項目です。ここでは、障がいの早期の気づき・早期の支援、医療・リハビリテーション、精神保健と医療、難病に関する保健・医療について整理をしています。

まず（１）障がいの早期の気づき・早期の支援では、先ほども出ましたが、５歳児健診、健康診査に関する記載を追加しているところでございます。この健康診査を通じまして、こどもの特性を早期に把握し、保健・医療・福祉が連携して、就学に向けた切れ目のない支援につなげてまいります。

次の 25 ページです。点字資料では 79 ページの上段をご覧ください。（２）として、医療・リハビリテーションの支援という項目につきましては、医療費助成等に加え、歯科受診や口腔ケアを受けやすい環境づくり、高次脳機能障がいへの支援についても記載しているところでございます。

次の 26 ページ、点字資料では 81 ページの上段になります。（３）として、精神保健と医療施策の推進でございます。これまでの取組に加えまして、依存症について正しい知識の普及や、専門医療機関、自助グループ、家族会等との連携も進めてまいります。

次の 27 ページ、点字資料では 85 ページ中段になりますが、（４）として、難病に関す

る保健・医療施策の推進という項目です。生活、治療、就労面における相談支援や、関係機関との連携を進めてまいります。

続いて、次の 28 ページ、点字資料では 88 ページの上段になります。項目が変わりまして、「６．療育・教育の充実」です。ここでは、就学前療育の充実、学校教育の充実、放課後等活動の充実という３項目で整理をしています。就学前療育では、教育・保育施設への支援や、巡回支援専門員の派遣などにより、こどもが日常的に通う場で支援を受けられる体制を充実させていきます。

次の 29 ページ、点字資料は 91 ページになります。２つ目の項目です。（２）学校教育の充実につきましては、多様な学びの場や合理的配慮、教職員の専門性の向上などを進めてまいります。また、読むことが困難な児童・生徒が学習や読書に取り組めるよう、読書環境の整備についても記載しています。

次の 30 ページ、点字資料では 96 ページの中段になります。（３）放課後等活動の充実です。放課後等デイサービスの事業所数や地域偏在の課題への対応に加えまして、学校卒業後も含め、生涯にわたる学びを支援することを記載しています。

最後になりますが、次の 31 ページ、点字資料では 98 ページ中段になります。項目が変わりまして、「７．雇用促進と就労支援」でございます。はじめに、（１）雇用促進と一般就労の支援でございますが、障がい者雇用率の引き上げなど、近年の制度改正を踏まえ、就職から就職後の定着まで、一貫した支援を引き続き進めます。本市では、先ほどお話ししました「こあサポート」を中核とした伴走型支援や、就労定着支援、「みつばち」、「みつばち」というのは、民間の企業の意識ある方たちが、自発的に集まって活動を進めている団体、取組でございますが、そちらの「みつばち」の取組などを進めておりまして、第５次の次期の計画でもこうした取組を継続してまいります。また、農福連携についても、関係機関と連携しながら取組を進めます。

続いて、次の 32 ページです。点字資料は 103 ページをご覧ください。（２）として、福祉施設等への就労の支援でございます。就労継続支援事業所などについて、授産製品や請負業務のＰＲ、販路拡大、共同受注などを通じて、工賃の増額のための取組を進めてまいります。また、市よる障がい者就労支援施設等からの物品等の調達についても、引き続き取り組んでまいります。

いろいろ多岐にわたったので、かいつまんでも長くなってしまいましたが、これで第２部の各論の主なものについての説明は以上になります。

最後に、次の 33 ページ、点字資料では 106 ページでありますが、計画の構成の中では、第３部に計画の推進に向けてということで書いてありますとおり、庁内の協力体制や、当事者団体、民間事業者、ボランティア団体との協力、計画の推進と、３つの項目を整理して、「計画の推進に向けて」という項目になっておりますが、こちらにつきましては、右に書いてありますとおり、後日説明ということで、次回以降の審議会で説明させていただきたいと思っております。

以上、非常に長くなりましたが、次期の５次新潟市障がい者計画、６年間の計画につきまして、現在の４次計画からの主な変更点を中心に説明をさせていただきました。今回の方針につきましては、現行計画の基本的な考え方を引き継ぎながら、基本目標を３つに整理しまして、各論についても基本目標との関係がより分かりやすくなるように、再編に

努めてきたところでございます。また、医療的ケア児者への支援、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム、読書バリアフリー、５歳児健康診査、生涯学習など、キーワードで整理しましたが、近年の状況なども踏まえた内容として、記載を充実させています。

なお、７月に実施したアンケート調査につきましては、先ほど言いましたように、この後の報告事項での説明となります。ただ、分析が終わっていないので、後でご報告しますが、今回の骨子のところには、そのアンケートを踏まえて、今回の計画にこうしましたというところまでまだ至っていないので、今後、調査結果を分析しまして、その内容を計画に反映した上で、次回以降の会議において計画素案という中でアンケート、こういうことだったからこういうところに入れましたとかいうことがあれば、次回以降の会議で説明をさせていただく予定でございます。その際には、今回の骨子を基本としながら、調査結果から見えてきたニーズも踏まえまして、具体的な施策の内容について皆さまにご確認いただきたいと思っております。

大変長くなりましたが、第５次新潟市障がい者計画の骨子についての説明は以上となります。

（有川会長）

ありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見やご質問等ございますでしょうか。

熊谷委員、お願いします。

（熊谷委員）

新潟市医師会の熊谷です。一つお聞きしたいのが、今ほどご説明があった５歳児健康審査についてですけれども、５歳という年齢は、発達障がいを診断するには早すぎず、何らかの対応をするには学童前ということで遅すぎず、ちょうどいいタイミングで、先ほどご説明があったライフステージを通した切れ目のない福祉ということで、非常に利にかなっているということで、とてもよろしいと思います。

そして、その健診を行った場合に、事後措置ということが必要となりますが、健診と事後措置は、これはセットで考えるべき話なのですが、事後措置についてはどの程度のものをどう検討されているか、その点をお聞きしたいと思います。

（有川会長）

はい、お願いいたします。

（事務局：こども家庭課　小池課長）

新潟市こども家庭課長の小池と申します。よろしくお願いいたします。ただいまの熊谷委員からのお話でございますが、５歳児健診につきまして、令和８年度試行実施ということで、１回目が終わり、２回目に今入ったところでございます。

熊谷委員のおっしゃるとおり、５歳児健診が終わった後、それぞれのお子さんの特性に基づきまして、各支援が必要なところにつないでいくというところが目標でございます。ですので、まず大きなところとしましては、児童発達支援センター「こころん」がま

ず一つございますし、また、場合によっては医療機関、それから民間の発達支援事業所ですとか、そういったところを想定するようにしております。

また、各保育園、こども園に配置をしております発達支援コーディネーター、こういったところも活用が必要だと思っておりますが、初めての健診でございますので、今年度中央区の一部で実施している、この２回の健診の結果をまず見まして、どのくらいの規模で、どの程度の支援体制が必要なのかというところも検証していく必要があると思っております。

来年度は、区を少し広げて、まだ正式に決まっていないので、どこというところまでは申し上げられませんが、区を二つほど増やした上で、また検証を重ねながら、令和 10 年度全市展開という形を考えております。その検証の結果によりましては、現在の「こころん」の体制では足りないというところも各関係機関からお話をいただいておりますので、そこも踏まえまして、人員体制も含めた上で準備をしてまいりたいと思います。現状ではこの程度の説明で申し訳ありませんが、よろしいでしょうか。

（有川会長）

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

（熊谷委員）

はい。

（有川会長）

はい、ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。大丈夫ですか。

ほかにないようですので、ここで議事（２）を終了いたします。

３．議事（３）第８期新潟市障がい福祉計画及び第４期新潟市障がい児福祉計画について

（有川会長）

次の議事（３）第８期新潟市障がい福祉計画及び第４期新潟市障がい児福祉計画について、事務局から計画の構成案及び成果目標について先に説明をいただきます。お願いいたします。

（事務局：障がい福祉課　榎本課長）

それでは、次第に書いてありますとおり、「第８期新潟市障がい福祉計画及び第４期新潟市障がい児福祉計画について」となっています。先ほど言いましたように、これが３か年ごとに６年間の障がい者計画と合わせて、前期３年、後期３年の具体的な項目ですとか、あとは数値目標等をうたう計画です。第８期新潟市障がい福祉計画となっているのですが、こちらは「障がい者」、18 歳以上の方の計画がこちらで、第４期新潟市障がい児福祉計画というのが、「障がい児」、18 歳未満の児童の方の計画です。前回の会議でも言ったように、分かりづらいのですが、全体の計画が「障がい者計画」で、こちらの３年刻みのほうは「障がい者」ではなくて「障がい福祉計画」になっていて、障がい児は「障がい児福祉計画」になっています。国の立て付けに合わせてということなのですが、言葉のタイトルと中身がイメージとしてはずれてしまうのですが、「障がい者」のほうが「障がい福祉計画」。「者」とつかない「障がい福祉計画」で、「障がい児」のほうは「障がい児計画」となってますので、参考までにお伝えします。

この（３）については、二つに分けて説明しようと思っています。前半は資料３－１のＡ３のものと、次の資料３－２の成果目標。これを説明させていただいて、一回区切ります。その次に、もっと細かいサービスの見込み量ということで資料３－３があるので、そちらはそちらで、一回区切った後に説明をさせていただきます。二段階で考えていますので、まずはこのＡ３の資料３－１と資料３－２を見ながらの説明になります。

それでは、資料３－１をご覧ください。前回の会議では障がい者計画について、ここがこう変わってのような形で、Ａ３でお配りしましたが、今回は障がい福祉計画・障がい児福祉計画について、見づらく、字が小さくて申し訳ありませんが、一応整理したものです。このＡ３の資料の構成としては、左側のタイトルが緑色っぽくなっていますが、さっき言ったように第７期新潟市障がい福祉計画と第３期新潟市障がい児福祉計画なので、６年のうちの後半３年の現在の計画がこの緑色です。真ん中が第８期、第４期となっていますが、これから作る来年度からの３年間の計画の項目です。右側に、国の基本方針とあるのですが、今の第８期とか第４期の計画を作るときは、それぞれ国の基本指針に沿って作るようにとなっているので、それをしっかり踏まえてますよというところを知っていただきたいため、この国の基本指針の項目も記載しています。基本的には、ほぼそれに合うような形の項目になっていまして、そこに今回、位置づけを変えたり、順番を変えたりして分かりやすくするとか、ここ最近の動きとか、あと新潟市独自でこういうところは整理してるから、しっかりこれは計画に入れていこうとか、そんなものを赤字や矢印で記載しているというのが、このＡ３の表の全体の構成です。点字資料では１ページに現行計画の構成、今言った左側の部分、８ページ中ほどに次期計画の構成案、真ん中の段です。17 ページに国の基本指針が記載されております。

変更のポイントとしましては、点字資料は 12 ページの中ほどになりますが、現行計画の定めにあります、障がい福祉人材の確保・定着、左側の赤い枠で囲っているところです。これを拡充しまして、矢印で次期計画のところに引っ張っていますが、（５）とありますとおり、障がい福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上としているところでございます。これに沿って、後ほどお話ししますが、成果目標とか活動指標を設定するというふうに修正をしたところでございます。

右側を見ていただきますと、国の基本方針のところで、赤字になっているのが変更箇所なのですが、障がい福祉人材の確保・定着、ケアの充実ための生産性向上というのが国の基本指針でも示されているので、これに則して新潟市の計画においても位置づける必要があるため、項目を整理して、今のような形にしたというところでございます。

なお、この障がい福祉の現場における「当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上」ですが、こちらは単に業務の効率化のみを指すのではなくて、業務の見直しやテクノロジーの活用などによって、支援者一人一人の力を引き出して、チームでその力を利用者に届け、新たな価値を生み出すという意味です。

そのほか、変更したところで言いますと、高次脳機能障害者支援法というものが施行されまして、それに伴いまして、高次脳機能障がいのある人に対する支援に関する基本的な考え方や活動指標を設定しています。（２）の⑥のところです。高次脳機能障がいのある人に対する支援、赤字になっておりますが、左のほうを見ると新設と記載されていて今はないのですけれども、今回から国のほうでも位置付けされたので、新たに加えました。

また、重層的支援体制整備事業の実施に伴いまして、障がい福祉分の事業を活動指標として設定しています。５の（13）重層的支援体制制整備事業（障がい福祉分）というのがそちらでございます。このような形で、国の基本指針に則り、次回の計画から新たに入れてくださいというものは、新たに入れているような形にしています。

なお、この資料の中ほど、点字資料では 13 ページ中ほどに記載のある、「４．令和 11 年度の成果目標」と、その下、点字資料では 14 ページの下段になりますが、「５．各年度の活動指標（サービス見込み量)」の詳細につきましては、この後説明いたしますが、上のほうの「１．計画の概要」から「３．新潟市における障がいのある人を取り巻く状況」につきましては、次回以降の会議でご説明します。分かりにくくて申し訳ありません。

Ａ３の紙は以上になりまして、次に資料３－２をご覧ください。タイトルが計画の「成果目標」とあります。成果目標につきましては、最初の（１）から全部で（９）まで、その中でも項目が分かれているのですが、大きな項目は９つになっています。先ほども触れましたが、今までの計画は８つだったのですが、一つ整理して加えた、「障がい福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上」というのを加えたので、今の８から９に大きな項目は増えましたということでございます。

この資料３－２につきましては、その成果目標、これは３年間の計画なので、３年後の目指すべき目標値をうたっています。ページをめくっていくと「新」というのが欄外に出てくるのですが、それについては、次の計画から、先ほども言ったように、国のほうで位置づけられたりとか、市としてもこれは必要だということで、新たに設定するものになりますので、表示がないのは今までもあった計画の項目ということになっています。今の「新」が付いている部分については、点字資料においては括弧書きで新規項目と記載して

います。
それでは、主な成果目標や新たに設定された目標を中心に説明してまいります。
はじめに１ページ、点字資料も１ページになります。９つのうちの１つ、（１）福祉施設の入所者への地域生活への移行という項目です。①で、施設入所者への地域生活への移行とありますが、こちらにつきましては、国の基本指針では、令和７年度末時点の施設入所者の６％以上が、地域生活へ移行することを基本とすると示されています。本市におきましては、これまでもグループホームなど地域生活への移行を進めてきたことで、現在施設入所されている方というのは、入所支援でないとなかなか生活ができないという方が現状として多いのかなというふうに思っています。そのため、令和７年度末時点の施設入所者 607 人ですが、令和 11 年度末までに、国が言うほどなかなか入所施設から地域へ出る、グループホームの生活も含めてというのは、初期は結構人数、皆さまそういうことが可能な方は調整した上で、当然ご本人とかご家族の方の意思もあった上でですけれども、してまいりましたが、先ほど言いましたように、そういうのがなかなか困難な方が、現状では多いのかなという認識もあるので、国は結構目標高く、そういうふうにするようにと言ってるのですが、我々としては現状を踏まえて、令和 11 年度末までの間で、４年間で３％、人数でいうと 18 人が地域生活移行することを見込んで、そのうち３年分に当たる 12 人を目標値、地域生活移行者数の人数にしているというところでございます。
続きまして、２ページ、点字資料は３ページの中ほどになります。②施設入所者の削減とあります。こちらも国の基本指針では、地域移行を踏まえる中で、令和７年度末の施設入所者数の５％以上を削減することとされています。先ほども言いましたように、本市では施設入所待機者の増加が長年の課題となっています。状況としては令和７年度に北区のほうで、障がい者と児の入所施設が新たに開設したこともありまして、入所すれば待機者は減るんですけれども、そういう部分があるにしても、新潟市では、令和７年度末時点で待機者が今 161 人いると把握しています。その中には、本当にもう今日明日にでもいう方もいれば、ご家族の方の意向を踏まえると、いつかは親亡きあととかいうのもあるので、安心のためにという方も中にいらっしゃるかもしれないのですが、我々が把握しているうち、ご本人の状態が重くて、家庭では厳しいという方の割合も点数化されているので、かなりいるのかなというふうな認識もしています。
そのなかで、令和８年度末時点での見込みというのは 621 人です。この中には、今ほど言った令和７年度に設立した入所施設が、一部支援員の確保が難しい。福祉人材の確保が難しいために、施設があって定員数もあるのですが、実際受け入れが難しくなっている状況もあるので、そちらをなんとか、連携しながら入所を迎えるということをした上で、令和８年度末の見込みの人数というのを試算してまして、621 人を維持する。161 人の待機者がいる中では、新潟市として入所者数減らしていきますとなかなか言えないものですから、そこは現状を踏まえて、国の基本指針は今言ったように５％以上削減となっていますが、そこは新潟市の現状を踏まえた人数の設定にしているところでございます。
待機者の方も待っていてもいつ入れるか分からないというのが現状なので、そうであればグループホームで生活をというところも、可能な方については考えていただきたいところもあります。重度の方がグループホームで生活できるように、市の単独で重度の方を受け入れると上乗せする補助金の制度もあります。それで全部をまかなえるかということ

ではないにしても、そういうのをインセンティブにして、当然ご本人なりご家族の了解を得た上でですが、待機者が先々いつ入れるか分からない不安のままでいるのではなくて、可能であればグループホームで支援をしっかりしながら生活できるというところは進めていきながら、その方に合う生活の基盤として、親の方も安心できるような場所を引き続きつくっていければというふうに考えていますので、その辺を踏まえた、今の国の動きとは若干違う目標設定というふうになっています。

続きまして、３ページでございます。点字資料は５ページの下段になります。２つ目の大きな項目、（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築という項目です。①に心のサポーター数とあります。こちらは国の基本指針に書かれていますとおり、令和 15 年度末までにサポーター数が全国で 100 万人になるよう、都道府県の将来人口を勘案して、目標値を設定することを基本というふうにうたわれていまして、市のほうも新しく今回の計画から設定する項目です。本市では、令和７年度末までに 272 人を養成しています。引き続き、養成研修を実施しまして、令和 11 年度末までに 872 人養成することを目標というふうに設定しています。

その下、②市民のこころの状態という項目です。こちらも新たに設定する項目でございますが、国の基本指針では、住民の心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度の把握にあたって、Ｋ６という尺度を活用し評価することを基本とするというふうになっておりますので、新潟市としましては、令和４年度国民生活基礎調査の数値を基に、Ｋ６の点数が数値のところに書かれておりますが、方向としては問題ないという人の割合を増加させて、要観察及び要注意という人の割合を減らすという方向に取り組んでまいります。

続いて４ページ、次のページです。点字資料８ページの上段になります。３つ目の項目、福祉施設から一般就労への移行等です。国の基本指針では、福祉施設から一般就労へのトータルでの移行者数のほか、個々のサービス毎にも目標を設定していますので、それに合わせて我々も設定しています。その指針の中で、就労に移行する人は、令和６年度実績の何倍以上を基本とするとなっているので、現行の計画もそうですが、目標としてはそれに合わせて進めていきますという立て付けにしています。

その中で、まず①福祉施設から一般就労に移行という大きな括りの中ですけれども、国の基本指針では 1.31 倍以上を目標値とするようにとあるので、新潟市においても、令和６年度の実績は書いてあるとおり 207 人なので、それに 1.31 を乗じた 271 人を目標値にしたいと考えています。

点字資料は 10 ページの上段、それぞれの事業ごとに応じてなのですが、②は就労移行支援事業所から一般就労への移行です。同じように、国の基本指針の倍率に合わせて算出した数値になっています。

５ページの③は就労移行支援事業終了者の一般就労への移行率です。就労移行支援事業所を終わった方が、どれだけの割合で一般就労したかという割合を、国は書いてあるとおり５割以上、半数以上、一般就労したという割合で目指すように定めているので、こちらも同じように、新潟市においても５割以上という目標に掲げているところであります。

次に５ページの下の④、点字資料は 12 ページの中ほどです。就労継続支援Ａ型事業。主に雇用契約を結んで、就労の実際の雇用契約ですから、訓練もしながら、実際に本当に

従事するという就労サービスになりますけれども、そちらから一般就労へ移行するのを、令和６年度の実績から 1.52 倍というので、我々も実績ベースから 1.52 倍しているというものでございます。

次の６ページも同様です。就労Ｂということで、こちらは結構幅広い方がいらっしゃるのですが、主に作業が中心となるような、訓練しながらというところの支援サービスですけれども、こちらも国は 1.67 倍、実績から 1.67 倍と定めているので、我々も同様に、その倍率で目指していくとうたっています。

次、その下が、点字資料は 14 ページの下段になります。⑥就労定着支援事業の利用者数ということで、こちらも国の基本指針で、実績の 1.47 倍以上と定められています。ちなみに、この就労定着支援事業というのは、就労したのですが、なかなかスムーズに続くというのが難しい中で、一定期間、支援サービスとして企業と障がい当事者の間に入って、そこでの就労が定着できるように支援をしていくというようなサービスが主な内容になっています。

続いて次のページ、７ページです。点字資料は 15 ページの下段になります。⑦就労定着支援利用による就労定着率ということで、こちらも国の基本指針は、ちょっと分かりにくいのですが、就労定着率が７割以上の事業所を、全体の事業所のうちの２割５分、４分の１以上は、就労定着率が７割以上の事業所にするというのを目標に設定しています。考え方としては同様に、我々としてもそれを目指しますということなのですが、国のほうは、これは元々うたわれているのですが、やはり就労についてつなぐということは、市では今こあサポートでつなぐのですが、そのあとやはり続くということがないと、合う合わないみたいな根本的なところはありますが、できる限りそこはいったんマッチングして、つながったところでできる限りはそこでやって定着できるようにと、本人としても決まったところで安心して働けるという環境が大事なのでというところをめざしているところが、この就労定着支援事業のところかなというふうに思っています。

続きまして、点字資料 17 ページの中ほどになります、⑧就労選択支援事業所の設置及び利用者数という項目です。就労選択支援事業というのは、令和７年度に新たに設定されたサービスです。就労もその人の状態とか目指すものによって、就労移行支援とか就労継続支援のＡ型とかＢ型があるのですが、国としてはサービス利用が始まると、本人の状態がどうであれ、そこでずっと継続してしまうのではないか、もしかしたら本人はもう少し希望に応じた先を目指せるのではないかとか、逆に言えば、もう少し本人に合ったサービスにすべきではないかみたいなところをアセスメント、いわゆる調査をして、本人に本当にふさわしい就労支援サービスにつなげるということを目的に、そのアセスメントをするというのが、この就労選択支援というサービスです。国の基本指針では、協議会の設置圏域ごとに一事業所以上を設置することを目標にしなさいと、人数も全国で 82,000 人以上にしなさいと言っているのですが、実は今、新潟市では一事業所のみです。なぜ１か所なのかというと、国の要件がかなり厳しいというふうに我々は考えています。Ａ型やＢ型をやっているところに手を挙げてほしいのですが、例えば、入り口もしっかり変えて別スペースでやりなさいとか、人数も確保しなさいとかいうふうに、指定の条件というのがちょっと厳しいのではないかなというふうに思っています。全国的にもそんなに大きく広がってないと聞いてますので、この辺は本当に、実際その方が今のサービスでいいかどうかを

チェックするのは大事なのですが、それをやろうとするサービスも国としては設定しましたが、なかなか事業所として、事業所も手を挙げて開始したら運営していかないといけないので、赤字のままできない中で、その辺の報酬もそうなのですが、なかなか今参入するには難しいのが、新潟市で１か所しかないという現状なのかなと思っています。この辺は新潟市の状況もそうだし、必要があれば他の自治体にも聞きながら、国と話ができるタイミングがあれば、もう少し柔軟にやっていかないと、理念はいいけど現実としてそれでは回らないですよという話をしていく必要があるのかなという感じはしています。

そんな中でも、国の基本指針に則るため、我々の計画としては、目標としては協議会の設置圏域なので、各区ごとに自立支援協議会があるから、本当であれば８か所、各区ごとに１か所つくるという話なのですが、それは現状を踏まえると、人口や資源が多い東・中央・西で、今の１からプラス３くらいが、目指せてもそこくらいまでかなと。これ以上増えれば一番いいですけれども、地に足着いた目標として４か所と設定してます。人数も今までの実績に応じて、その３か所を加えればこのくらいかなという設定にしているところであります。その辺、国に言われたとおりというわけではなく、現実を踏まえた、理念としては大事なのでそういう方向で行きたいのですが、目標としては現実を踏まえた目標数値にしているというのがこちらの項目になります。これは「新」と書いてあるとおり、今回から新たに加えた項目でございます。

続いて８ページ、点字資料 19 ページの上段になります。障がいのあるこどもの支援の提供体制の整備という項目で、こちらは①で、中核的な支援機能を有する児童発達支援センターの設置数とあります。また次のページ、９ページ、点字資料は 21 ページ上段ですが、②としてインクルージョンを推進する体制及び協議の場の設置というふうになっています。１つ目のほうは、今までもあった目標、国から示されたものですが、２つ目のインクルージョンのところは、「新」と書いてありますとおり、新たに設定しなさいと言われているところであります。いずれも我々としては、センターも設置されていますし、そういう協議もできているので、「有」としていますが、実際に特に協議の場というのは新たに設定されていますので、既存の部分がどうかというのを踏まえて、さらにもう少し発展させて取り組むべきかどうかというところは、今関係課と協議をしているところでございます。

続いて 10 ページ、点字資料は 23 ページの上段になります。③重度心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの確保から次のページ、11 ページの⑥、点字資料では 27 ページ中ほどになりますが、教育・保育施設等への発達支援コーディネーターの配置率というところまでは、現在の新潟市の計画にも設定されている目標です。全て新潟市においては設置されているので「有」や、増加させるということで、より充実したものに引き続きしていく必要があるというふうに思っています。

続いて 12 ページです。点字資料は 27 ページの下段になります。⑦障がいのあるこども及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保、それと、次のその下、⑧強度行動障がいの状態にあるこどもの支援のための体制の整備とありますが、これらは今回から新たに設定をするようにとありますので、そこを目指して今関係機関と協議をしているところでございます。

続いて 13 ページです。地域生活支援の充実ということで、①地域生活支援の充実で

す。この 13 ページの①から 14 ページ、点字資料は 34 ページの上段になりますが、②強度行動障がいの状態にある人への支援体制の充実というところは、今の計画でも引き続きされているところなので、新潟市としては今も存在するので、内容については、充実するよう努めていくというところでございます。

続いて 15 ページ、（６）相談支援体制の充実・強化等です。点字資料は 35 ページの下段になります。基幹相談支援センター及び自立支援協議会については、既に設置されていますので、「有」としています。その中に３つ目、国の基本指針では、のぞまないセルフプランの件数を０にするようにというのが新たに目標で追加されました。セルフプランとは何かと言いますと、それぞれ障がいサービスを使う時には、その人に合った計画を作る必要があります。高齢介護でいうと、ケアプランみたいなものです。その人には、こういう状態だからこういうサービスを１週間こういうふうに組むみたいな感じでプランを作るのですが、その計画を作るのが相談支援事業所というところですが、セルフプランというのはまさに書いてあるとおり、そういう事業所を使わないでセルフ、自分で、利用者なり家族が当事者として作ることもできることになっています。自治体によって、新潟市は相談支援事業所がやっている率が非常に高いのですが、他の政令市とか他の自治体を見ても７割ぐらい、残り３割はセルフみたいなところもあるので、そういう全国的な動きもある中で、国としてはそういうものはしっかり本人に合った、より適切なプランを立てるようにということで、セルフプランを減らすようにという方向になっているかと思います。ということなので、新潟市としては、そこは多くないのですが、引き続き進めていきたいというふうに考えています。

続いて 17 ページ、８番目の項目です。点字資料は 41 ページの下段です。障がい福祉サービス等の質の向上ということで、今の計画にもあるのが上の項目ですし、下の項目について、情報公表制度における公表率・更新率を 100％とするということで、国と同様に目指しているというところでございます。

最後です。18 ページ（９）障がいや障がいのある人への理解促進ということで、この項目は国のほうではないのですけれども、新潟市の共生条例の部分、障がい者が暮らしやすい地域を目指していくためには、根本のベースとなる部分なので、その認知度を高めていくというようなことを考えていますし、②は先ほど言ったゲストディーチャー、学校に障がい当事者が講師として行って、小さいうちからそういう認識を持ってもらいたいという取組の回数を増やしていく目標としています。

長くなりましたが、一旦説明を区切らさせていただきたいと思います。

（有川会長）

はい、ありがとうございます。資料３－１と資料３－２に基づいて、各計画の構成案と成果目標についての説明がありました。この後、資料３－３でサービス見込み量についての説明がまだありますが、まず一旦ここでご質問やご意見等はございますでしょうか。

はい、熊谷委員。

（熊谷委員）

熊谷です。資料３－２の５ページですが、一般就労への移行率の欄、これずっと一連

のものがありますが、以前質問させていただき、この場合でいう一般就労というものには、障がい者雇用のみが含まれると確かお聞きしまして、それが国の定義であればやむを得ないことなのかと思うのですけれども、ただ現実には、例えば、精神障がい者保健福祉手帳を持ちながらも、一般就労で障がい者雇用でない方も中にいるものですから、あくまでも新潟市独自の取組として、この目標値のところに参考資料として、何パーセントが障がい者雇用でない一般就労に移行したかということを把握し、公表していただくということをぜひしていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

（有川会長）
いかがでしょうか。

（事務局：障がい福祉課　大島就労支援係長）
就労支援係の大島と申します。今のお話を受けまして、できる範囲の中で、こちらのほうも確認して、公表できるところは公表していきたいと思っております。

（熊谷委員）
よろしくお願いします。

（有川会長）
ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。
よろしいでしょうか。特にないようでしたら、このまま資料３－３ですかね。続けてご説明のほうをお願いしてよろしいでしょうか。お願いいたします。

（事務局：障がい福祉課　榎本課長）
今ほどは、３年後の目標ということで主な内容を説明しましたが、今度は具体的な、資料３－３はいろいろ細かく書いてあるのですが、サービス見込み量というものです。実際、整備計画ではないのですが、それを意味するものというふうに考えていまして、しっかり現状を踏まえて伸びを分析しながら、必要な数を計上しているという考え方で整理をしています。当然、民間も含めた事業所の方が手を挙げてこないと、それは増えていかないところがあるので、我々の目指すところ、今の資源や利用状況を見ながら、必要に応じて働きかけしながら、目指していければというふうに考えています。
それでは、時間が押していますので、走りばしりでございます。２ページ、点字資料は 15 ページの上段でございます。就労移行支援と就労継続支援Ａ型、就労関係の部分でございますが、これらサービスはかなり年度ごとに実績が増減しているものですから、どの伸び率が適正な推計になる根拠かなというのがあるので、今のところ仮置きです。もう少し詰めながら、こういうところを見込んでこういう数値にしますというふうに変わる可能性があるので、一応仮置きしているということをお伝えさせていただきます。
続いて、飛びまして６ページ。点字資料は 50 ページの下段になります。高次脳機能障がいのある人に対する支援という項目です。いずれも新規の、先ほど言ったように国から新たにというところもありますので、法律の施行を受けまして、令和９年度にセンターを

設置して相談支援を行うとともに、支援コーディネーターの配置ですとか、協議会の設置というところを目標に定めていますので、今後関係機関と話しながら、それの実現に向けて取り組んでいきたいと思っています。

続いて、８ページの下の項目、点字資料は 69 ページの下段になります。福祉施設の入所者の地域生活の移行。先ほどもちょっとお話ししていたところでございます。これ自体は新規になるんですけれども、地域移行等意向確認担当者、地域移行がなかなか進まないものですから、国としても各事業所に、利用者から地域移行の移行を把握するような担当者を設けなさいという動きになったので、可能な範囲でそういう方の力を借りながら、行きたくない、行けない人を無理には出せないわけなので、意向を確認しながらできる方については移行ということで、つなげていくようになっています。見込み量については、国からまだ示されてないので、今のところ未定、数字が入ってないというのが、この８ページの一番下のところでございます。

あとは９ページ、点字資料 70 ページの中ほどになりますが、福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上ということで、項目としては介護テクノロジー。支援員の負担を軽減したり利用者に向き合えるためにということで、テクノロジーを活用した部分を増やしていくということで考えています。

続いて、13 ページです。点字資料は 99 ページの上段になります。先ほども言いましたが、重層的支援体制整備事業の障がい福祉分ということで、元々、地域生活支援事業の位置づけでした。過去の実績ベースに見込んでいるところでございます。

基本的には、国の示す目標値なども意識しながらですが、先ほどご説明したとおりで、無理な目標値を設定しても、結局評価の時に「できませんでした」で終わってしまうので、新潟市の現状を整理しながら、地に足をついた、現実に合った目標設定にし、できる限りそこに向けて努力をしていくという方針で考えています。以上です。

（有川会長）

はい、ありがとうございました。議事（３）の障がい福祉計画と障がい児福祉計画についての議事になっておりますが、ここまで、先ほどのことを含めまして、ここまで皆さま何かご意見やご質問ございますでしょうか。

いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ただいまの議事（３）につきましては、ここで終了いたします。

４．報告事項（１）新潟市における障がい福祉の現状について
（２）障がい福祉施策に関するアンケート調査の結果について

（有川会長）

予定の時刻が午後４時までとなっておりますが、このあと報告事項等ございますので、議事はこのまま続けさせていただきたいと思います。

それでは、続いて次第の４の報告事項に移ります。それでは、事務局のほうからお願いいたします。

（事務局：障がい福祉課　石原管理係長）

新潟市障がい福祉課管理係の石原と申します。私よりこの報告事項のご説明させていただきたいと思います。こちらの報告事項ですが、いずれも今後計画の具体的な内容を検討する際の参考としてご報告するものでございます。報告事項（１）新潟市における障がい福祉の現状につきましては、資料４となります。ただ、恐れ入りますが時間の関係上、この資料４につきましては、新潟市における障がい福祉の現状ということで、手帳の所持者であったり障がい者の医療費の推移であったり、あとはサービスの利用状況等を詳細に数字でお示しした資料でございますので、後ほどお見通しをお願いしたいと存じます。

続きまして、報告事項（２）障がい福祉施策に関するアンケート調査の結果につきまして、資料５－１及び５－２を用いまして、走りばしりでございますが、簡単に説明をさせていただきたいと思います。

まず資料５－１、こちらは令和８年度障がい者を対象としたアンケートの概要及び結果でございます。アンケートの概要ですが、調査は身体、知的、精神、発達、難病の５区分から、それぞれ約１割の方を抽出し、延べ 5,056 人を対象に実施したものです。調査期間は記載のとおりでございます。回収率は 46.1％でした。

はじめに、問１から問 11 までは、主に回答者の属性を尋ねる設問となっております。回答内容は、概ね回答者の障がい区分の割合を反映したものとなっております。

飛びまして、９ページをお開きいただきたいと思います。点字資料は 17 ページです。問 12、新潟市の障がい福祉施策の中で、あなた自身が最も良くしてほしいことはありますかという質問については、経済的な負担の軽減が最も多く、相談支援体制が続いているといったところになります。

ここで、１点資料の訂正がありますけれども、資料の回答項目の中ほどに、「障がい予防・早期発見・早期対応」と記載がありますが、これは前回、令和５年の実施時の項目であって、今回は障がいの「障がいの早期気づき・早期対応」で実施しております。申し訳ございません。訂正をさせていただきたいと思います。

続きまして、10 ページに移ります。点字資料は 21 ページの上段となります。問 14、今後収入を得る仕事をしたいと思いますかという質問については、仕事をしたいと思わない、できない、わからないという回答が６割を超えています。

その次の問 15、点字資料 21 ページ下段になりますけれども、その収入の得る仕事をする時に不安なことや心配なことを聞いた設問となっています。回答の状況については割愛をさせていただきたいと思います。

続きまして、11 ページの下、点字資料は 24 ページの下段となりますけれども、問

17、あなたは障がいを理由として偏見や差別・暮らしにくさを感じたり、いやな思いをしたことがありますかという質問につきましては、前回調査より「ある」の割合が減少し、「ない」の割合が増加しているといった状況です。

続きまして、13 ページに移りまして、問 20 以降は今回新たに追加した設問となっています。点字資料は 28 ページ中ほどとなります。問 20、大きな災害があった際、あなたは主にどこに避難したいと思いますかという質問につきましては、自宅（在宅避難）が最も多く、一般の避難所、分からないという回答が続いています。

障がい者を対象としたアンケートにつきましては以上とさせていただきまして、続きまして資料５－２を用いまして、障がい児を対象としたアンケートの概要及び結果を説明いたします。

アンケートの概要につきましては、市内の特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室の児童・生徒、新潟市児童発達支援センター「こころん」の利用者を対象としまして、それぞれの対象区分から概ね２割の方を抽出しております。それ以外の詳細は記載のとおりとなり、回収率は 35.7％でした。

アンケート結果につきまして、はじめに４ページをお開きください。点字資料は１ページ上段となります。お子さんの障がいや発達課題に気づいたきっかけは何でしたかという質問については、「あなたを含む家族による気づき」が最も多く、保育園・幼稚園からの助言が続いています。

続きまして問５、点字資料は７ページになりますが、あなたやお子さんは現在どこに相談していますかという質問については、学校・園が最も多くなっています。

続きまして７ページ、点字資料は 10 ページ下段となりますけれども、問８－１、お子さんは障がいを理由として偏見や差別・暮らしにくさを感じたり、いやな思いをしたことがありますかという質問については、半数弱が「ある」と回答をしています。

続いて８ページ、点字資料は 11 ページとなりますが、お子さんが学校や園での生活を送る上で、あなたが求めることを教えてくださいという質問については、学校支援や介助など、学校・園生活のサポートが最も多くなっています。

続きまして９ページ、点字資料は 12 ページ下段となりますけれども、問 10－２、大きな災害があった時に不安なことや心配なことはありますかという質問については、「慣れない環境や人が多いところで落ち着いて過ごせるか」が半分以上となっています。

最後、問 11、10 ページとなります。点字資料は 15 ページの中ほどとなりますが、今後、お子さんが学校を卒業した後の日常生活又は社会生活を送るために、どのような支援が必要かという質問については、働く場が最も多く、周囲の理解、就職後サポート・フォローというふうに続いています。

以上、走りばしりでしたが、今回のアンケート結果につきましては、今後の計画策定における資料として活用するだけでなく、障がいのある方やそのご家族が、日常生活の中で抱えている課題や、福祉サービスに対するニーズを把握するための重要な資料であるというふうにも考えております。今後、回答内容をさらに分析しまして、現在の取組や支援体制における課題を整理した上で、障がい福祉施策の検討や見直し、サービスの充実などに活用していきたいと考えております。アンケート調査結果の説明については、以上です。

（有川会長）
はい、ありがとうございます。１点だけ、議事を進めていく上で確認したいのですが、今のアンケートの結果の説明は、現時点においてまだ詳細な分析が済んでいないということですので、その詳細な分析も含め、次回以降、計画をこの先審議していく中に反映されるという確認でよろしいでしょうか。

（事務局：障がい福祉課　石原管理係長）
はい、結構です。今回速報という意味でのご報告というふうにさせていただきました。本日、自由記載の項目につきまして、まだ十分な精査が進んでいないため、まだご報告できないのですが、それも含めて次回の審議会にて報告させていただきたいと思います、

（有川会長）
ありがとうございました。それを踏まえた上で、皆さまのほうからご意見、ご質問等ございますでしょうか。
よろしいでしょうか。時間の関係もありますので、また今回の結果の内容も少し皆さまで読み込んでいただきながら、本日の審議内容等も含めて、次回以降またご意見等、ご質問等をいただければと思っております。それでは、この件につきましては以上にしたいと思います。

５．その他

（有川会長）

次にその他ですが、これにつきまして事務局から何かございますでしょうか。

よろしいですか。はい、ありがとうございます。

それでは時間のほう 10 分ほど過ぎておりますが、令和８年度第２回新潟市障がい者施策審議会はこれで終了となります。委員の方、それぞれのお立場でお気づきのこと等あると思いますが、お手元のほうに「障がい者施策審議会に対する意見」という用紙がございますので、現状を踏まえて意見なり、あとは提案等ございましたらお書きいただいて、ご提出いただければと思います。

時間のほう若干過ぎておりますけれども、長時間にわたり皆さま会議にご出席いただき、ご協力いただきありがとうございました。それではマイクを事務局にお返ししたいと思います。

６．閉会

（司会：障がい福祉課　長澤課長補佐）

有川会長、長時間にわたり議事の進行をいただき、ありがとうございました。また委員の皆さまも、長時間にわたりご審議いただき、誠にありがとうございます。

最後に、次の会議の日程をご連絡させていただきます。既に皆さまにはお知らせをしておりますけれども、あらためてのご案内です。次回、第３回の会議は、令和８年 11 月 30 日の月曜日、午後２時から午後４時までを予定しております。会場は、本日と同じく新潟市産業振興センター、２階大会議室を予定しております。開催日が近づきましたら、開催通知をお送りさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で令和８年度第２回新潟市障がい者施策審議会を終了させていただきます。本日はお忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございました。